

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本法はトルクメニスタン政府ウェブサイト

(<https://www.turkmenistan.gov.tm/ru/post/69354/konstitucionnyj-zakon-turkmenistana-o-halk-maslahaty-turkmenistana>)

掲載の露文資料に基づく。

## トルクメニスタン憲法

### 「トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）について」

トルクメニスタンの何世紀もの歴史のなかで蓄積されてきた国家建設に係る豊富な経験を十分に考慮し、またこれまでも共同体を代表する者たちが集い最も重要な政治、経済、社会問題を決定してきた人民議会等の崇高な先人たちの伝統を生かし、普遍的に認められた民主主義の原則を遵守し、最も重要な社会および政治の決定プロセスに幅広い市民の参加がかなうことを目的とし、国の最高主権機関であるトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）に関する憲法をここに定める。

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）は、トルクメニスタン独立後の成果を飛躍的に高めるための国民運動を推進し、国をさらなる高みに発展させ、政治、社会、経済、文化、人道、立法、法制の領域において新たな境地を目指し、また我が国における近年の成果を広く周知することを目的とし、設立されるものである。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の主たる目的と課題は、国家の重要問題の意思決定プロセス、そして現在国内で実施されている様々な改革や社会経済プログラムの実行プロセスに幅広い大衆の参加を促すものであり、また各種議案の策定、助言、支援を行い、人民の統一、結束、平和、繁栄のために尽くし、永世中立国家という我が国の新たな時代の偉大な変革による力強い発展そして国威増強のために奉仕することにある。
3. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）は、トルクメニスタン憲法そして本法に則り運営されるトルクメニスタンの民意を代表する国の最高代表機関である。

### 第 2 条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の構成

1. 現代の偉人であり、トルクメニスタンの英雄、人民名誉長老、国のアルカダグ（庇護者）である敬愛なるグルバングル・ベルディムハメドフ氏は、「国の指導者」という崇高な地位が法により認められている人格であり、人民評議会の常任委員を務める。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の構成員は以下の通り。
  - 1) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長
  - 2) トルクメニスタン大統領
  - 3) トルクメニスタン議会（メジリス）議長
  - 4) 閣僚会議閣僚ら
  - 5) トルクメニスタン議会（メジリス）議員ら

- 6) 最高裁判所長官
  - 7) 国家安全保障会議長官
  - 8) 検事総長
  - 9) トルクメニスタン人権オンブズパーソン
  - 10) 州（ベラヤト）、地区（エトラブ）、市の首長ら
  - 11) 州（ベラヤト）、地区（エトラブ）、市の評議会議員ら
  - 12) 地区（エトラブ）の行政中心地である町村の首長ら
  - 13) 政党、労働組合、その他の公益団体の代表者ら
  - 14) 州（ベラヤト）およびアシガバート市の評議会から推薦される一般市民の代表者ら（長老会の代表者らも含む）。その者が代表する地域区分や代表者となる要件は、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）によって決定される。
3. 州（ベラヤト）およびアシガバート市の評議会から推薦される一般市民の代表者をトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）に登用する手続きは、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）によって承認される。
  4. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長は、国の防衛・強化、人民の結束を強め、人々の自由と人権の保護に多大な貢献をし、国の経済、科学、文化、社会分野の発展や人道的な活動、社会・慈善活動等において優れた功績がある人物、マスメディアや宗教団体の代表、国際機関や在外公館の長を含む外国の代表者をトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議に招待することができる。

### 第3条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長は、トルクメニスタン大統領によって任命および解任される。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長の職務は、人民評議会を統括することであり、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）に対し説明責任を負う。
3. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長が何らかの理由で自らの職務を遂行できない場合、または辞任した場合、その権限はトルクメニスタン大統領に移譲される。

### 第4条 トルクメニスタン人民評議に関する法規

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）に関する法規は、トルクメニスタン憲法に基づき、本法およびトルクメニスタンのその他の法令から構成されている。

### 第5条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の活動原則

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の活動は、以下の原則に基づくものとする。

- 1) 民主主義
- 2) 公開性
- 3) 公正
- 4) 法の支配
- 5) 普遍的に認められた国際法上の規範の優先性
- 6) 法の前における個人と市民の平等
- 7) 人権と自由の尊重。
- 8) 自由な議論と意思決定
- 9) 世論の反映

## 第二章 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の運営

### 第6条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の活動は、会議形式で遂行される。トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議は、その総議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議は、必要に応じて、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長により招集されるか、総議員の3分の1以上の者が付議し招集を請求するが、その頻度は少なくとも年1回以上とする。

### 第7条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）への議案提出権

トルクメニスタン大統領、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長、トルクメニスタン議会（メジリス）、閣僚会議、最高裁判所がトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）での審議に向け議案を提出する権利を有する。またトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）総議員の4分の1以上の連名をもって議案を提出することもできる。

### 第8条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決定

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の意思決定は、出席議員を総数として単純多数決という決議方法で行なわれる。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）で採択された決定は、トルクメニスタン全土において法的拘束力を有する。
3. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決定は、人民評議会によってのみ修正または廃止することができる。
4. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決定を公表し施行するための手続きは、法律により定められている。

### 第9条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）決定の執行

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決定は、トルクメニスタン憲法およびその他法令で定められた権限に従い、トルクメニスタン大統領、トルクメニスタン議会（メジリス）、閣僚会議、その他の国家機関によって執行される。

## 第三章 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）とその議長の権限

### 第10条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の権限

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）は、

- 1) トルクメニスタンの憲法および憲法の採択、それらの修正および追加に関する議案を審議し、承認する。
- 2) 国の内政・外交政策の主要な方向性、国の政治、経済、社会、文化の発展に関するプログラムおよび法律を審議し、承認する。
- 3) トルクメニスタン大統領の年次教書演説を聴講する。
- 4) 平和および安全保障に関する諸問題を審議する。
- 5) 立法の発案権を行使する。
- 6) その他法令で定められた権限を行使する。

## 第11条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長の権限

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長は、

- 1) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の運営を統括する。
- 2) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議の議長を務める。
- 3) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決定の執行状況のモニタリング業務を組織する。
- 4) トルクメニスタンの国家機関および公益団体らと連携を図る。
- 5) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決定に署名する。
- 6) トルクメニスタン憲法第71条第2項、第15項および第18項が定める権限をトルクメニスタンの大統領の委任を受けて行使する。
- 7) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局を設立し、その活動を監督し、事務局職員を任命・罷免する。
- 8) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の決議によって議長の審議に付されたその他の事項を処理する。

## 第12条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長の公文書

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長は、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議員および公的機関に、国家の特に重要な問題を精査し、当該決議の草案を作成するよう指示できる。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長は、決定および命令を発布する。
3. 憲法第76条に従い、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長は、議長に移譲される憲法第71条第2項、第15項および第18項の権限に関して法規範的性質を有する決議を採択することができる。

## 第IV章 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の幹部会

### 第13条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の幹部会

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の幹部会（以下、幹部会）は、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）に対し説明責任を負う常設の合議制機関である。

### 第14条 幹部会の構成

1. 幹部会の構成委員は以下の通り。  
トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長、トルクメニスタン議会（メジリス）議長、最高裁判所長官、国家安全保障会議長官、検事総長、法務大臣（アダラト）、州（ベラヤト）およびアシガバート市の評議会議長ら。
2. 幹部会はトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長がその長を務める。

### 第15条 幹部会の権限

幹部会は、

- 1) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議の準備を取りまとめる。
- 2) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議の議題案に含める内容を決定する。

- 3) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）で別段の決定がなされない限り、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の次回の会議の日時と場所を決定する。
- 4) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の招集および開催に関する事項、および権限の及ぶその他の事項を決定する。
- 5) トルクメニスタン議会（メジリス）の議題である個々の法律案について意見を述べ、それを承認する。
- 6) 必要に応じて、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）に対し作業部会開設の提言を行う。
- 7) 作業部会の活動状況について説明を聴く。
- 8) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）が定めるその他の権限を行使する。

#### **第16条 幹部会の会議**

1. 幹部会の会議は、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）議長が招集し、議長を務めるものとする。
2. 幹部会の会議は、その構成員の3名以上の決定によって招集することもできる。
3. 幹部会の会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。
4. 幹部会の会議は原則公開とする。幹部会は、非公開会議の開催を決定することもできる。
5. 幹部会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により承認される。
6. 幹部会の決定は、会議に参加した委員の投票で単純多数によって採択され、トルクメニスタン人民評議議長が署名する。

#### **第17条 幹部会の会議議事録**

1. 幹部会および作業部会の会議では議事録が作成され、その会議の議長によって署名される。
2. 会議議事録には、会議の日時および場所、議題、会議の議長および発言者、投票に付された議案、投票結果および決定事項が記載される。

### **第V章 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の活動の支援体制**

#### **第18条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局**

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の議員および役人の活動に対する組織的、事務的、技術的な支援等は、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局が実施する。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局の長は、事務局長が務める。

#### **第19条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局の任務**

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局の主な任務は以下の通り。
  - 1) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議、その他活動の設営・庶務全般を行う。
  - 2) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）で審議予定の事項を準備し、文書案について予備的な議論を行うこと。
  - 3) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）で採択された決定の執行状況をモニタリングする。
  - 4) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の会議での議論中になされた提案

や意見を記録し取りまとめる。

- 5) 国家機関および公益団体から提議された事項について、トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）での審議向け議案書を作成する。
  - 6) 州（ベラヤト）、地区（エトラプ）、市の評議会の活動に対して運営面・組織面の指導を行う。
  - 7) 市民からの意見・提案等を検討し取りまとめる。
  - 8) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の文書の公表を行う。
  - 9) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の活動をメディアで報道するために必要な情報の作成。
  - 10) トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局の権限に属するその他の問題を解決すること。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局は、その任務遂行のためにトルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の活動に関連した必要な情報および文書を、国家機関、公益団体および役人から入手する権利を有する。

#### **第20条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の運営費**

1. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）の運営費は、トルクメニスタンの国家予算から拠出される。
2. トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）事務局職員の給与額は、トルクメニスタンの法律に基づき決定される。

### **第VI章 最終規定**

#### **第21条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）と地方の代議機関およびその他の国家機関との関係性**

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）と地方の代議機関およびその他の国家機関との関係は、トルクメニスタンの法律によって規定されている。

#### **第22条 トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）と公益団体との関係性**

トルクメニスタン人民評議会（ハルク・マスラハティ）と政党、労働組合およびその他の公益団体との関係は、トルクメニスタンの法律によって規定されている。

#### **第23条 本法の施行**

本法は、署名がなされた時点から、これを施行する。

トルクメニスタン大統領

セルダル・ベルディムハメドフ

アシガバード市 2023年1月21日

トルクメニスタン公用語からの翻訳